京都大学遺失物取扱基準 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第2条 本学構内(生活協同組合、財団法人和進会及び職員宿舎(看護師宿舎を除く。)を除く。)において拾得した遺失物の届出は、拾得場所の最寄りの部局事務室または門衛所(以下「部局事務室等」という。)において受理するものとする。	第2条 本学構内(<u>ラ・トゥール、ナチュラル・ローソン</u> <u>セレクション、</u> 生活協同組合、財団法人和進会及び職員 宿舎(看護師宿舎を除く。)を除く。)において拾得し た遺失物の届出は、拾得場所の最寄りの部局事務室また は門衛所(以下「部局事務室等」という。)において受 理するものとする。
(中 略) 第6条 本部、北部、西部、吉田南、医学部、薬学部、病院、人文科学研究所附属漢字情報研究センター、基礎物理学研究所・数理解析研究所共同利用宿泊施設、国際交流会館本館、清風会館、熊野寮、アメリカンフットボール部クラブハウス及び清風荘の各構内(以下「本部地区」という。)に所在する部局事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに当該遺失物に遺失物送付書(別紙様式5)を添えて契約・資産事務センターへ送付すべきものとする。ただし、下記に該当する遺失物については、受理後速やかに送付すべきものとする。	第6条 本部、北部、西部、吉田南、医学部、薬学部、病院、人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センタ 二、基礎物理学研究所・数理解析研究所共同利用宿泊施設、国際交流会館本館、清風会館及び清風荘の各構内(以下「本部地区」という。)に所在する部局事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに当該遺失物に遺失物送付書(別紙様式5)を添えて契約・資産事務センターへ送付すべきものとする。ただし、下記に該当する遺失物については、受理後速やかに送付すべきものとする。
(中 略) 第9条 契約・資産事務センター又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署へ引き渡した職員等拾得物で警察署の公告後6か月を経過しても遺失者が判明しないものについては、当該遺失物を引き渡した警察署にその返還を請求するものとする。 (中 略)	第9条 契約・資産事務センター又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署へ引き渡した職員等拾得物で警察署の公告後3か月を経過しても遺失者が判明しないものについては、当該遺失物を引き渡した警察署にその返還を請求するものとする。
<u>別紙様式1 (略)</u> 別紙様式2) 別紙様式4 別紙様式5 別紙様式5 別紙様式6	附 則 この基準は、平成 2 1 年 6 月 1 0 日から実施する。 <u>別紙様式 1 (別 添)</u> 別紙様式 2 り (同 左) 別紙様式 4 <u>別紙様式 5</u> <u>別紙様式 5</u> <u>別紙様式 6</u>

別紙様式1

			夏	矢		猁	明		絀	溥		
届出	(部局	名)					(氏名)					
届出受理	平成	年	月	日午前午後			時		分頃			
拾	拾得物	現金	(総	額)		円円円円		内枚枚枚枚枚枚枚	訳)	円円円円円	枚枚枚枚枚枚	
得物	件	物品	(品	名)		(数				(特徴)	
内	拾得	日時	平成	年	月	日	午前 午後		時	分頃		
容	拾得	場所	京都大学	!		 桂	内				付近	
	拾 得	住 所										
	者	氏 名						連絡先				
権	利区	☑分	1	有 権			棄	権		失	権	
遺失	上記	の物件	を受領い	たしました	0							
遺失者受理欄		平成	年	月]	日						
理				È所)								
欄	(氏名)											

遺失物送付書

								(达1	<u> 月</u>	F月日)	平凡	l	牛	月	H
届出	(部局	名)						(氏:	名)						
届出受理	平成	年	月	^口 午	前後			ļ	時		分頃				
拾	拾得物	現金	(総		円					内枚枚枚枚枚枚	訳)		円円円円円		枚枚枚枚枚枚枚
得物	件	物品	品 ()	(名)			(数)			(特代	X)	
内	拾得	旧時	平成	年	ļ	月	日	午前 午後	Ī }		時		分比	湏	
容	拾得	場所	京都大学	<u> </u>			<i>‡</i>	構内							付近
	拾	住 所													
	得者	氏 名								連絡先					
権	利区	☑ 分	:	有	権			棄	<u> </u>	権			失	- 7	権

遺失物取扱台帳

					部局から の 受 理 年 月 日		警	察 署 ^	、の 届	出		拾得特		
整理番号	拾得届出 年 月 日	拾得物件	拾得場所	拾 得 者		_	保管証	保管満了	権	利	区分	遺失者	らへの交付	警察署から
番号	年月日	10 10 11	11 10 -50 111	「		番号	保管満了年月日	有 権	棄	権 失 権	年月日	遺失者住所 氏 名	警察署から 受領年月日 る	

⁽注)「部局からの受理年月日」欄は本部地区以外に所在する部局事務室等においては省略するものとする。